

鳥取市スポーツ指導者バンク登録者募集要項

1 趣旨

鳥取市におけるスポーツに関する専門的な知識や経験、技能等を有している指導者を発掘する鳥取市スポーツ指導者バンク（以下「指導者バンク」という。）の登録者募集において、必要な事項を定める。

2 募集する職種

スポーツ指導者（実技指導者、講演・研修等の講師）

3 資格・要件等

指導者バンクに登録できるのは、スポーツについての専門性及びアマチュア精神に則ったスポーツ振興への熱意及び見識を有し、かつ、ボランティアへの熱意を持ち、知識、経験及び技能を地域社会へ積極的に役立てようとする意欲のある者であって、以下の（１）～（３）の全てを満たす者とする。ただし、政治、宗教又は営利を目的とする場合は登録できないものとする。

なお、（３）の②から④に該当する者であって、①の資格を取得していない者については、教育委員会が適当と認める研修会、講習会等を受講した者又は受講予定のある者とする。

- （１）原則として本市内に在住、在勤又は在学する１８歳以上の者（高等学校在学者は除く。）
- （２）過去の指導において、体罰、ハラスメント等スポーツ指導者として不適格と認められる事項のない者
- （３）以下の①～④のいずれかに該当する者
 - ①公益財団法人日本スポーツ協会公認スポーツ指導者若しくは当該協会の加盟団体及び加盟団体が関係する上部団体が認定する資格を有する者又はこれらの資格を取得する予定がある者
 - ②スポーツ理論、健康及びスポーツ安全に関する知識・経験を有する者
 - ③中学校の部活動地域移行に向けて、その趣旨を理解し指導できる者
 - ④その他鳥取市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が認めた者

3 登録期間

指導者バンクへの登録日を含む年度から５年度目の３月末日まで

4 登録申請の手続き

鳥取市スポーツ指導者バンク設置要綱（以下「設置要綱」という。）第４条に規定する「鳥取市スポーツ指導者バンク登録申請書（以下「申請書」という。）」を教育委員会に持参、もしくは郵送で提出する。

《提出先》

〒680-8571 鳥取県鳥取市幸町 71 番地

鳥取市教育委員会事務局生涯学習・スポーツ課（鳥取市役所本庁舎 5 階）

* 電話：0857-30-8427 * 電子メール：kyo-gakuspo@city.tottori.lg.jp

5 指導者バンクへの登録

提出された申請書を教育委員会が審査し、その結果を設置要綱第４条に規定する「鳥取市スポーツ指導者バンク登録審査結果通知書」により申請者に通知する。

申請書が適当であると認められたときは、指導者バンクに登録するとともに、設置要綱第4条に規定する「鳥取市スポーツ指導者バンク登録者証」を申請者に交付する。

6 スポーツ指導者として指導開始

教育委員会が鳥取市公式ウェブサイト等で公表する指導者バンク登録者名簿に基づき、団体等から指導派遣の依頼があったときは、教育委員会が当該登録者へ受諾の可否を打診する。

登録者が受諾した場合、派遣依頼者と派遣が決定された登録者（以下「指導者」という。）が活動・指導内容などについて協議を行い、双方で書面をもって確認し合った後活動が開始される。

7 登録内容の変更および取り消し

(1) 登録者は、登録事項に変更が生じたときは、速やかに教育委員会に設置要綱第8条に規定する「鳥取市スポーツ指導者バンク登録事項変更届」を提出すること。

(2) 教育委員会は、登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。

①申請書の内容に虚偽があったとき。

②指導者バンクを利用して政治活動、宗教活動又は営利行為を行ったとき。

③社会的信用を失墜するような行為をしたとき。

④登録者から設置要綱第6条に規定する「鳥取市スポーツ指導者バンク登録辞退届」の提出があったとき。

⑤前各号に定めるもののほか、教育委員会がスポーツ指導者として不適格であると認めたとき。

8 登録の更新

登録者が指導者バンクへの登録を継続したい場合は、3に規定する登録期間満了日の2ヶ月前から満了日までに申請書を再度提出する。教育委員会がその申請内容を適当と認めた場合は、登録を更新することができる。

9 主な活動内容・活動条件・謝礼等

(1) スポーツ団体での指導、講演・研修等の場合

主な活動内容・活動条件・謝礼等については、派遣依頼者と指導者において協議し、決定する。

(2) 鳥取市内中学校における部活動指導員、外部指導者として活動の場合

教育委員会が別に定める方針のとおりとする。

10 スポーツ指導者資格取得への支援

3(3)①に規定する資格を取得するにあたり必要経費の支援として、鳥取市体育協会所管のスポーツ指導者資格助成事業を活用できる場合がある。

なお、当制度を活用して資格を取得した場合は、指導者バンクへの登録は必須とする。

11 その他

(1) 教育委員会は、収集した個人情報について指導者バンクにかかる業務の円滑な遂行のために使用するのみで、その目的以外では一切使用しない。

(2) 教育委員会に提出された申請書類の返却は行なわない。

(3) 指導者バンクへの登録は、スポーツ指導者としての指導活動実施を保証するものではない。